

沖繩民政府公報

沖繩民政府
知事官房

軍特別布告

○米國軍政府特別布告第三十號

標準通貨の確立

北緯三十度以南の南西諸島及びその近海の人々へ琉球列島即ち北緯三十度以南の南西諸島及びその近海の軍政官長、米國陸軍少將ダブリユー・ダブリユー・イーグルスは茲に次の通り布告す。

第一條 通貨

一九四八年六月二十六日附米國軍政府特別布告第二十九號第一條の交換期間の終了に当り茲にB軍票を琉球列島の唯一の法貨と定める

第二條 規則

本條の左の規則に違反する者は定罪の上一万圓以下の罰金又は一年以下の禁錮又はその兩刑に處する

第一項 支拂を受けるに際し法貨として軍政府の定めた通貨の受領を拒否してはいけぬ

第二項 その都度軍政府の許可書なくして法貨でない通貨と法貨とを交換してはいけぬ

第三項 外國通貨を南西諸島へ輸入若しくは南西諸島から輸出すること出来ぬ

軍政府の許可なくして外國との金銭取引又は外國貿易に従事してはいけぬ

第四項 南西諸島に於て取引の場合に用ひるものとして軍政府が法貨として指定してゐない通貨を受領したり又は受拂の契約をしてはいけぬ

第五項 南西諸島に於ける、United States of Americaの銘のある通貨の所持又は譲渡を禁ずる

第六項 南西諸島に於ける合衆國支拂証券の所持又は譲渡を禁ずる

第七項 抵觸布告の禁止
合衆國軍政府特別布告第十一號の財政内令は凡て本布告の條文と抵觸するが故に茲にその全文を廢止する

第八項
本布告の英文と日本文又は他の言語の訳文との間に抵觸又は曖昧なことがある場合は英文を以て本條とする

第九項
本布告は一九四八年七月二十一日より実施する

一九四八年七月二十日余の署名の下に

合衆國陸軍少將、琉球列島軍司令官、軍政府官長
W. W. イーグルス

参謀次長、歩兵中佐

ロイ・イ・キーリング

○米國軍政府特別布告第三十一號

琉球人と占領軍人との結婚

北緯三十度以内の南西諸島及びその近海の人々へ余琉球列島、即ち北緯三十度以南の南西諸島及びその近海の軍政官長、米國陸軍少將ダブリユー・ダブリユー・イーグルスは茲に次の通り布告す

第一條

以前に布告せる特別布告第二十八號を茲に取消す

第二條

本布告の英文と日本文又は他の言語の訳文との間に抵觸又は曖昧な事がある場合は英文を以て本條とする

第三條

本布告は一九四八年八月十七日から実施する

一九四八年八月十七日余の署名の下に

合衆國陸軍少將、琉球列島軍司令官、軍政府官長
W. W. イーグルス
参謀次長、歩兵中佐
ゼエス・ビー・グリーン

軍指令

○琉球列島米國軍政本部指令第二十九號

(一九四八年八月十七日)

日本歸還

一 琉球列島よりの日本歸還の申請は個人でなす

二 願書は本人で民政府へ提出し、そこでその歸還の資格があるか否かを決定するに必要なる調査を行ふ

三 同願書には氏名、年齢、性、日本及び沖繩に於ける精しい住所、日本にある親戚及び友人連の名前、琉球に渡つて来た期日及びその他適當なる事項を記す

四 同出願者が歸還の資格があると決定されるその願書を軍政府總務部へ提出する

五 軍政府總務部が同出願者が歸還の資格があると決定すると今度は極東軍司令官に申請する

六 極東軍司令官によつてこれが許可されること、その關係民政府に通知されそれから出願者は歸還せしめられるようになる

七 大正記の者のみが日本歸還の資格を有する

八 夫若しくは親戚があるといふので琉球列島にやつて来た日本人にしてその親戚が居らず永久居住の目的で日本への歸還を欲する者

九 琉球へ歸還して來、琉球人にしてその親戚が確かに日本にあるといふので永久居住の目的で日本歸還を欲する者

一〇 イーグルス少將の命に依り

参謀次長、歩兵大佐
ゼエス・ビー・グリーン

○琉球列島米國軍政本部指令第三十號

(一九四八年八月十七日)

最高價格表第九號

一、左記の鏗節の値段を認可し、そして直ちに実施する

二、左記の値段は同品の前の値段にとつて変更されるものである

三、新値段を繰返し全沖繩群島に通知せしめ、そしてすべての関係者に服従徹底する様は適當な處置を取つて貰ひ度し

四、その値段は左記の通り

單位 卸値 小売値
鏗節(本節) 示下 五五円 五六円四銭
全 (ニ營) 示下 五二円 五三円四銭

ヒンドル大佐の命に依り
参謀次長、陸軍大佐
ゼエス・ビー・グリーン

○琉球列島米國軍政本部指令第三十一號

(一九四八年八月十七日)

村販賣店の閉鎖

一、沖繩群島に於ける勞務状況調査に依り軍政府関係の沖繩勞務者に非常に欠勤する者が多いと云ふことが判明してゐる

八月十九日、二十日の御盆の時の

やうな公休日欠勤は公認のものであり、そんな日には働いて貰ふとは思つてゐない

二、現在致る處に於て無断欠勤が爲されてをり、しかもそれが多いため民中尖倉庫及び村販賣店を八月二十五日以後當分の閉鎖し別段の指令ある迄は販売や発給をしてはならない

三、軍政府補給部長は前期の閉鎖期間中は次の機関及び人々に限り配給する手配をした

イ、病院、孤兒院、療養所等の施設

ロ、沖繩民政府の産備者

ハ、軍関係の産備者でその勤務が配給してもよいと認められるもの

イ、ゲルス少將の命に依り
参謀次長、陸軍歩兵大佐
ゼエス・ビー・グリーン

府令

○沖繩民政府令第四號

租稅徵收規程第一條を次のように改正する

一九四八年七月一日
沖繩知事 志喜屋 孝信

「及」を前除し營業稅(個人に限る)の次に「及」漁船稅を挿入する

○沖繩民政府令第五號

一九四八年三月二十五日沖繩民政府令第一號診察費徵收規程中左の通り改正

一九四八年八月一日より之を施行す

る
一九四八年七月二十七日
沖繩知事 志喜屋 孝信

第一條第一項第二號を次の通り改め同第三號を削除する

二、入院料

A、病院 一日に付五圓(食費を含む)

B、診療所 一日に付參圓(給食せず)

告示

○沖繩民政府告示第十九號

一九四八年七月十五日から美里郵便局に電話通話事務取扱を開始し通話区域及通話料左の通り定める

一九四八年七月十五日
沖繩知事 志喜屋 孝信

記

美里	通話区域	料	金
玉城	〃	一〇〇	〃
南風原	〃	一〇〇	〃
首里	〃	一〇〇	〃
浦添	〃	一〇〇	〃
那覇	〃	一〇〇	〃
小祿	〃	一〇〇	〃
豊見城	〃	一〇〇	〃
糸満	〃	一五〇	〃
石川	〃	八〇	〃

美里 金武向 一〇〇 銭
宜野座 一五〇 〃
思納 一〇〇 〃
名護 二〇〇 〃
與那原 一〇〇 〃
羽地 二〇〇 〃
大宜味 二〇〇 〃
國頭 二〇〇 〃
眞和志 一〇〇 〃
本部 二〇〇 〃
西原 一〇〇 〃
越来 五〇 〃
眞志川 五〇 〃

○沖繩民政府告示第二十號

一九四八年七月十五日から屋部郵便局に電話市内交換業務並に通話事務取扱を開始し通話区域及通話料左の通り定める

一九四八年七月十五日
沖繩知事 志喜屋 孝信

記

屋部	通話区域	料	金
玉城	〃	二五〇	〃
南風原	〃	二五〇	〃
首里	〃	二〇〇	〃
浦添	〃	二〇〇	〃
那覇	〃	二〇〇	〃
小祿	〃	二〇〇	〃
豊見城	〃	二〇〇	〃
糸満	〃	二五〇	〃

郵上	名	位	置	集配区域	事務開始
本局	稱	置	置	置	日
謝花	上本部村	上本部村	上本部村	上本部村	八月一日
区	区	区	区	区	

記

沖繩知事 志喜屋孝信

一九四八年七月三十日

○沖繩民政府告示第二十一號
 上本部村に郵便局に置く、其の名稱
 位置、集配区域、事務開始期日を左
 の通り定める

美里	吳志川	越來	洒原	本部	眞和志	國頭	大宜味	羽地	與那原	名護	恩納	宜野座	金武	石川間	屋部
二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	八〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇	八〇〇	二〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇